



広報 ENIWA

2020年に市制施行50周年を迎えます
未来へつなぐ 花のまち 恵庭 50年

2020. 5. 22 新型コロナウイルス感染症関連情報 臨時号

昨年末、中国で初確認された「新型コロナウイルス感染症」。その後は国内、特に北海道内で多くの感染者が発生しました。北海道知事は、全国初の「緊急事態宣言」をし、自粛を要請。一度は沈静化したかに思われましたが、現在、第2波といわれる感染拡大と戦っています。今回の「広報えにわ臨時号」では、感染症に関する支援策などの情報をまとめ、皆さんにお届けします。

定額給付金

●恵庭市特別定額給付金

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、家計支援のため実施されるものです。

【給付額】 市民一人当たり10万円

【給付対象】 基準日（令和2年4月27日）に、恵庭市の住民基本台帳に記載されている人

【申請方法】 ①郵送による申請

市から送られる申請書に、振込口座など必要事項・書類を記入・添付し**郵便で返送**
※感染拡大予防のため、直接の来庁はご遠慮ください

②オンラインによる申請

マイナンバーカードを所持している世帯主が、電子申請ホームページ（マイナポータル）に接続し申請

※カードを持っていない人は、下の理由により郵送の方が早く手元に給付金が届きます

【申請期限】 令和2年8月31日(月)まで

問合せ先：福祉課 ☎ 33-3131 内線 2930、2931

マイナンバーカード

●マイナンバー関連手続きは予約制です

現在、マイナンバーに関する窓口が大変混雑しています。手続きの際は、事前に予約専用ナビダイヤルに連絡し予約願います。

※カードは、申請から受け取りまでに**約2カ月**かかります。上の「特別定額給付金」申請は、郵送をお勧めします。

予約専用ナビダイヤル ☎ 0570-07-0330（平日 9:00～17:00）

【対象業務】 マイナンバーカード申請支援、交付（受け取り）、暗証番号設定、電子証明書更新

問合せ先：市民課 ☎ 33-3131 内線 1121

申請書は、**5月27日(水)**に発送します！

恵庭市特別定額給付金申請書

申請日 令和 年 月 日
令和2年5月27日時点の住民票所在市町村
恵庭市長殿

○世帯主(申請・受給者)

氏名	生年月日	現住所
明海・大正・昭和・平成		
年 月 日	年 月 日	年 月 日中に連絡可能な電話番号 ()

※記名押印に代えて署名することができます。

下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。

- 1 受給資格の確信に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- 2 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。
- 3 恵庭市が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月以内の間に再申請を行う必要が生じた場合、再申請料を徴収する場合があります。



よくある問い合わせ

Q. マイナンバーカードがないと定額給付金がもらえないのですか？
A. いいえ。5月27日に発送される申請書による郵送手続きも可能です。

Q. カードをこれから申請すると、どのくらいでできますか？
A. 現在は、2カ月くらいお待ちいただいている状況です。したがって給付金申請は、郵送による申請手続きの方が早期に支給されます。

Q. カードの暗証番号を忘れてしまったのですが…
A. 市役所窓口で、初期化の作業が必要となります。カードによる申請時に、番号を5回間違えるとロックされるので、気を付けてください。

市役所では現在、感染拡大防止のため、郵送による各種手続きを推奨しています。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

新型コロナウイルス関連情報

暮らしのお知らせ



新型コロナウイルス関連情報

減免 猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の収入が減少した世帯は、各種税金や保険料、料金などの減免・免除・猶予ができる場合があります。また、証明書などの郵便請求での手数料免除も始めました。詳しくは、下の情報を確認し問い合わせください。

●納税の徴収猶予制度

【対象】 給与収入または売上額などが、前年同期と比較して20%以上減少した場合
【猶予が適用となる税】 令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来する市税・国保税
【猶予期間】 最大1年間
 ※詳しくは市ホームページで確認ください

問合せ先：債権管理課 ☎ 33-3131 内線 1425

●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

【対象】 世帯主の事業収入等（営業・不動産・山林・給与）の減少が見込まれ、次のア～ウすべてに該当する世帯
 ア. 事業収入等が、前年収入と比較して30%以上減少
 イ. 前年の世帯主所得が1,000万円以下
 ウ. 前年の事業収入等以外（年金等）の世帯主所得が400万円以下
【申請方法】 令和2年中の収入が月ごとに分かるもの（給与明細など）の写しを用意し、窓口または郵送で提出
 ※「減免対象期間」、「減免割合」など詳しくは市ホームページで確認、または問い合わせください

問合せ先：国保医療課 ☎ 33-3131 内線 1161・1168

●介護保険料の減免

【対象】 1. 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症で死亡、または重篤な傷病を負った人
 2. 主たる生計維持者の事業収入等（営業・不動産・山林・給与）が、感染症の影響により前年と比較して30%以上減少し、かつ減少する事業収入等の所得以外（年金等）の前年所得合計が400万円以下の人
 ※該当の人は下記に相談・問い合わせください

問合せ先：介護福祉課 ☎ 33-3131 内線 1228・1229

●国民年金保険料の免除申請

【免除・猶予期間】 令和2年2月分から6月分まで
【対象】 1. 同感染症の影響で収入等が減少した場合
 2. 所得が相当程度下がった場合
 ※基準の詳細は、下記「ねんきん加入者ダイヤル」に問い合わせください

【申請方法】 書類（免除・猶予申請書、所得申立書 ※日本年金機構HPからダウンロード）に必要事項を記載し極力郵送で

問合せ先：ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004
 市民課 ☎ 33-3131 内線 1117

●郵便請求での証明書発行手数料の無料化

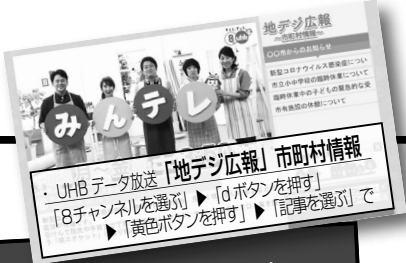
市役所来庁者の接触機会低減のため、郵便請求による証明書発行手数料を無料とします。

【対象】 証明書の発行を郵便請求にて請求する個人
 ※戸籍・除籍・改製原戸籍の謄抄本は市内在住者に限る
【対象期間】 5月31日までを予定
【対象となる証明書等】

住民票の写し、住民記載事項証明、戸籍謄抄本、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、戸籍附票、身分証明、受理表明、独身証明、所得・課税証明

※1回の郵便請求で証明書3枚（部）が上限。
 返信郵送料は市が負担するが、返信先宛名記入の封筒を同封のこと

問合せ先：市民課 ☎ 33-3131 内線 1115



情報

新たな情報は、市のホームページのほか、**北海道文化放送 (UHB) のデータ放送への掲載**を始めました。また、これまでどおり**地域FM放送**でも定時に流れていますので確認ください。

・地域FM **e-niwa** (いーにわ)
 周波数 77.8MHz
 月から金曜日 13:00と17:00ころ

対策

感染症への対策として、次の取り組みの徹底をお願いします。

- 手洗いや咳エチケットの徹底
- 外出するときは次の事項を確認
 - ・体調は大丈夫ですか？ 風邪気味では？
 - ・人が大勢集まり、風通しの悪い場所では？
 - ・感染リスクを下げる方法をご存じですか？
- 3つの「密」を避ける



相談

次のような症状がある場合は、感染拡大を防ぐため、直接医療機関に向かうのではなく、まず電話で相談してください。 ※一部基準が変わりました。

■相談・受診の目安

- 発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状があり、症状が4日以上続く
 ※ただし、次に該当する人は4日を待たず早めに相談を
 - ・基礎疾患（糖尿病など）がある
 - ・高齢者や、透析を受けている
 - ・免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている
 - ・妊娠している

○強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱などの強い症状がある。

新型コロナウイルスの症状に関する相談窓口（千歳管内抜粋分）

北海道健康安全局 地域保健課	☎ 011-204-5020	24時間
※聴覚に障害がある場合は（FAX011-232-2013）へ		
千歳保健所	☎ 23-3175	平日 8時45分～17時30分

●中小企業者向け個別相談会

- 【日時】** 6月10日(水) 13:30～15:30(各30分程度)
- 【会場】** 市民会館2階小会議室ほか **【定員】** 15人
- 【申込方法】** 申込用紙に必要事項を記入し、FAX33-3137またはEメール shoukouroudou@city.eniwa.hokkaido.jpで
- 【申込期限】** 6月5日(金) ※詳細は問い合わせください

問合せ先：商工労働課 ☎ 33-3131 内線 3333

●傷病手当金の支給

恵庭市の国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人が、感染または感染が疑われる場合で、仕事に行けなくなった期間に手当金が支給されます。

対象者 ※次のすべての条件を満たす人	支給金額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 恵庭市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人 ・ 給与の支払いを受けている人 ・ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われ、療養のため労務に服することができない人 	「直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額」 ÷ 「就労日数」 × 2/3 × 支給対象日数
【適用期間】 令和2年1月1日から9月30日の間で療養で就労できない期間	

※詳しくはお問い合わせください。なお、申請希望者は来庁前に事前に電話相談を

問合せ先： 国保医療課 (☎ 33-3131 内線 [国保]1163、1164 [後期高齢]1167、1168)

●子育て世帯（児童手当受給世帯）臨時特別給付事業

子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、児童手当受給世帯に臨時・特別に一時金を支給します。

対象者	支給金額
令和2年4月分（3月分含む）児童手当受給者 （令和2年3月31日に恵庭市に居住する平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童がいる世帯） ※ただし令和2年4月分特例給付の受給者は除く （特例給付 = 児童手当所得制限限度以上の収入がある場合月額 5,000 円の給付）	・ 児童一人当たり 10,000 円

※公務員の方は手続きが必要ですので、職場で確認ください。

その他の世帯の対象者には、手続きなく直接口座へ振り込みます。

●ひとり親家庭 生活支援臨時給付事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う小中学校などの臨時休業や、企業活動の停滞の影響が続いていることから、ひとり親家庭を経済的に支援するため、2回目の給付事業を実施します。

対象世帯	支給金額
児童扶養手当受給者（5月分または6月分受給者） ※ただし生活保護世帯は除く	・ 児童一人の場合は 10,000 円 ・ 二人目以降は 5,000 円

※手続きの必要はありません。対象者には支給日に直接口座へ振り込みます。

問合せ先： 子ども家庭課 (☎ 33-3131 内線 1243)

●就学援助対象家庭 生活支援臨時給付事業

就学援助対象世帯を経済的に支援するために、臨時・緊急的に援助費を支給します。

対象者	支給金額
令和2年度就学援助認定者（準要保護・特別奨励） ※ただし生活保護世帯は除く	・ 児童・生徒一人当たり 10,000 円

※手続きの必要はありません。対象者には別途通知します。

問合せ先： 教育総務課 (☎ 33-3131 内線 1623)

●事業者向け各種支援事業

施策名	内容	詳細
情報発信事業	・ 飲食店のテイクアウト・デリバリーサービスの周知	クーポン付きパンフレットを新聞折り込み、広告掲載
商店街支援事業	・ 独自の取り組みを行う商店街などに補助金を交付	一団体 30 万円
相談・申請支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士などによる総合相談会 ・ 専門家による申請業務の支援（補助金申請や融資申請など） ・ オンライン相談システム構築（通信機器を支援拠点に設置し、恵庭で相談など） ・ 支援制度の紹介動画作成 	
小規模事業者支援事業		

問合せ先： 商工労働課 (☎ 33-3131 内線 3331、3332)

●紙おむつ使用世帯等ごみ袋交付集中配布

5月15日(金)～18日(月)に予定していたごみ袋の集中配布は、感染拡大防止のため中止しました。

これに伴い、配布方法を「郵送」に変更し、発送日は5月下旬から6月上旬となりますのでご了承願います。

配布枚数は、4月下旬に送付した文書で確認ください。

問合せ先： 子ども家庭課 (☎ 33-3131 内線 1241)

●各種保健事業

すでに中止が決まっているものを掲載しますが、今後変更が見込まれますので、詳しくは問い合わせください。

事業名	開催周知日
3歳児健診	5月27日(水)
フッ素塗布	6月8日(月)
マタニティクラス	6月4日(水)、11日(水)
両親教室	6月6日(土)
特定健診・がん検診	
送迎バス検診	5月28日(木)
集団検診	6月13日(土)、14日(日)
献血(ハイテクノロジー専門学校)	5月26日(火)12:00～

問合せ先： 保健センター (☎ 25-5700)

●島松公民館主催事業

次の事業は、感染拡大防止のため中止しますので、ご理解願います。

デジタルカメラ入門、親子でクッキング、前期・中期パソコン教室、親子ピアノコンサート、異文化交流・国際理解の大切さを学ぶ

●市民講座

広報 5/1 号で、6月から開講予定とお知らせした「市民講座」は、当分の間、延期します。なお、開講時期が決まりましたら、改めてお知らせします。

問合せ先： 社会教育課 (☎ 33-3131 内線 1714)

島松公民館 (☎ 36-7503)

●小規模事業者営業支援金（第2弾）

感染症の影響で、売上げが減少した小規模事業者を支援します。

【支援内容】 前年の事業収入が
 ・ 200 万円以上 = 30 万円
 ・ 100 万円以上 200 万円未満 = 25 万円
 ・ 100 万円未満 = 20 万円

【対象】 市内で主たる事業を営む個人事業者または法人で、下の要件を満たすこと

【要件】 ・ 家族を含めて従業員 9 人以下
 ・ 令和元年 12 月 31 日までに事業を開始
 ・ 特定の月（2～5月のいずれか）の売上高等が前年同月比 20%以上減少
 ・ 生活保護を受給していない（個人事業者のみ）

【申請期限】 令和2年8月31日(月)まで

【必要書類】 ・ 直近の決算書または確定申告書、
 ・ 売上高の根拠資料、
 ・ 通帳の写し、
 ・ 印鑑、
 ・ 申請書・請求書

【申請方法】 完全予約制！ ① Web 予約（24 時間受付）
 ② 電話予約
 ※左の問合せ先へ



●会計年度任用職員

令和2年4月から就職を予定していた人で、感染症の影響で雇用先から内定を取り消された人を対象に、会計年度任用職員を募集します。受験資格・書類など詳細は問い合わせください。

- 【職種】一般事務補助員
 【報酬額】月額 109,339円～136,356円
 【社会保険】無し【雇用保険】有り【通勤手当】有り
 【任用期間】令和2年7月1日～8月31日
 【採用予定人数】1人【市外居住】不可
 【資格要件】令和2年3月に大学を卒業した人で、4月からの就職先より感染症の影響で内定を取り消された人
 【必要書類】①市指定様式の履歴書及び経歴書
 ②令和2年4月からの就職内定取り消しが分かるもの
 【申込期限】令和2年6月5日(金)※郵送の場合は必着
 【試験方法】面接試験【試験日】履歴書提出後に連絡
 【業務内容】恵庭市小規模事業者事業継続支援金事業の実施に伴う、窓口での接客および入力作業など
 【労働時間】週29時間
 【勤務内容の問合せ先】商工労働課(内線3331)

問合せ・申込先：職員課(☎33-3131内線2221)

●公園利用での予防対策

現在、市内の全公園・緑地では団体利用を制限しています。個人で利用するときは、次の点に注意し、感染予防に努めてください。

- ・人の少ない時間や場所を選ぶ
- ・ジョギングや散歩は、一人一人の距離を保つ
- ・帰宅後は、手洗いうがいを徹底する

問合せ先：管理課(☎33-3131内線2422)

●図書館休館中のサービス

休館中は、次の制度をご利用ください。

- 図書宅配サービス
 図書館にある読みたい本を自宅まで受け取れます。
 【対象】市内在住で、図書館利用者登録のある人
 【利用できる本】図書館所蔵の図書・雑誌
 ※雑誌最新号など一部利用できない本あり
 【申込方法】電話、FAX、郵送、インターネット予約
 【貸出冊数】5冊まで【貸出期間】3週間
 【利用料金】片道300円、往復600円
 ※受取・返送時に支払い。ブックポスト投函での返却可。高齢者健康増進助成券も利用可
- 予約取り置き本の貸し出し
 事前予約で取り置き、その本を貸し出します。
- オンライン図書検索機(Web opac)による図書・資料の予約
 市立図書館ホームページから予約できます。
 【対象】事前にメールアドレスの登録のある人

問合せ先：図書館本館(☎37-2181 FAX37-2184)
 HPアドレス <http://opac.city.eniwa.hokkaido.jp/>



◀5/7 緊急記者会見の様子

このたびの新型コロナウイルス感染症に係る対策等について、市民の皆さまにできる限り詳しくお知らせするため、臨時の広報を発行することといたしました。

北海道の感染状況は、一時より改善していますが、依然として厳しい状況が続いており、恵庭市においても4月下旬から感染者が発生しています。感染された皆さんの、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

また、これまで経済活動や、工作上などで影響を受けている方々に対する支援策について、国や北海道のほか、市独自でも行っていますので、ご活用ください。

市民の皆さまには、これまで暮らしの様々な面で、感染防止にご努力をいただいておりますが、今後も感染症の早期収束に向け、「3つの密」を徹底的に避け、感染症を予防する「新しい生活様式」の実践をお願いいたします。

令和2年5月22日

恵庭市長 原田 裕

●新しい生活様式

①一人ひとりの基本的感染対策

- ・感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い
 例) ■人との間隔はできるだけ2m空ける、■会話は真正面を避けマスク着用、■手洗いは30秒以上かけ石けんで丁寧に など
- ・移動に関する感染対策
 例) ■感染流行地域からの(への)移動は避ける、■帰省や旅行は控える、■誰とどこで会ったかメモ、■地域の感染状況に注意

②日常生活を営む上での基本的生活様式

- 例) ■まめに手洗い・消毒、■咳エチケットの徹底、■身体的距離の確保、■「3密」の回避、■朝晩検温・健康チェック など

③日常生活の各場面別の生活様式

- ・買い物
 例) ■通販も利用、■少人数ですいた時間、■電子決済の利用、■展示品への接触は控える、■並ぶときは前後にスペースを など
- ・娯楽、スポーツなど
 例) ■公園はすいた時間・場所を、■歌や応援は十分な距離を など
- ・公共交通機関の利用
 例) ■会話は控えめに、■徒歩や自転車利用も併用を など
- ・食 事
 例) ■持ち帰りや出前を、■対面を避け、回し飲みはしない など
- ・冠婚葬祭
 例) ■多人数の会食は控える、■発熱などがある場合参加しない など

④働き方の新しいスタイル

- 例) ■在宅勤務、■時差出勤、■会議・名刺交換はオンライン など

自粛の日々、たいくつな時間。でも、ここを乗り越えれば、「陽はまた昇る」。それを信じて、みんなで支え合い、頑張りましょう。

知って、予防して、いつか終息。

市内の主な公共施設は5月31日まで休館・閉鎖しています。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。



●編集・発行 / 恵庭市役所 企画振興部 広報課

☎061-1498 北海道恵庭市京町1番地
 ☎0123-33-3131(内線2361) FAX 0123-33-3102
 ホームページ <https://www.city.eniwa.hokkaido.jp>
 Eメール kouhou@city.eniwa.hokkaido.jp

●印刷 / 恵庭協同印刷株式会社

